

議第77号

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

平成27年5月18日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

次に掲げる条例の規定中「地方公務員等共済組合法附則第18条の2第1項第1号」を「厚生年金保険法附則第7条の3第1項第4号」に改める。

- (1) 京都市職員の再任用に関する条例附則第4項表以外の部分
- (2) 京都市職員給与条例等の一部を改正する条例（平成25年12月24日京都市条例第71号）附則第2項

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

提案理由

地方公務員等共済組合法及び厚生年金保険法の一部改正に伴い、京都市職員の再任用に関する条例及び京都市職員給与条例等の一部を改正する条例の規定を整備する必要があるので提案する。